

空き家の解体費用を 補助します

老朽化などにより周辺の生活環境を著しく損なう空き家の解体を促進するため、空き家の解体費の一部を補助します。

▶対象となる空き家：同一敷地を含め、1年以上使用されていない空き家

▶補助額：補助対象経費の1／2（千円未満切り捨て、空き家の状態によって上限30万円または15万円）

▶枠数：30万円…1件、15万円…2件

▶申請できる方：空き家の所有者または相続人

▶受付期間：4月14日（月）～6月30日（月）

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。先着順となります。空き家の老朽度合いによっては順番が前後する場合があります。

※補助要件など、詳しくは事前にご相談ください。

■空き家の放置でこんなトラブルが…

○樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出る

○害獣や害虫のすみかになる

○屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人にケガをさせてしまう

○ごみを捨てられる

問 谷和原庁舎住まい開発政策課（内線5405）

介護支援専門員の 研修費用を助成します

市内の居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員を確保し、安定的な介護サービスの提供を図るため、介護支援専門員が受講する研修にかかる受講料を全額助成します。

▶対象研修：介護支援専門員実務研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員（実務未経験者）更新研修

▶対象者：下記のすべて満たす方

○研修を修了した日の翌日以降に、市内の指定居宅介護支援事業所に直接雇用され、かつ3月以上継続して当該指定居宅

介護支援事業所に就労している方

○研修にかかる費用について、ほかの助成を受けていない方

▶申請方法：申請書（介護支援専門員研修費助成金交付申請書兼請求書）に研修を受講したことを証明する書類を添えて、介護福祉課まで提出してください。申請書は、

市ホームページからダウンロードできるほか、介護福祉課でも配布しています。

▶申請期限：研修修了後1年以内

問 伊奈庁舎介護福祉課（内線4307）

農業委員会 各種申請

4月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶受付期間：4月21日（月）～25日（金）

※定例総会は5月12日（月）の予定です。

問 谷和原庁舎農業委員会事務局（内線6300～6302）

国民年金保険料の学生納付 特例は毎年度申請が必要です

学生であっても、20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。しかし、学生の方には、学生本人の所得が基準額以下の場合、申請し承認されると、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

学生納付特例を希望する学生の方は、基礎年金番号通知書または年金手帳・学生証（コピー可）または在学期間がわかる在学証明書（原本）をお持ちのうえ、伊奈庁舎国保年金課、谷和原庁舎市民窓口課またはみらい市民センター市民窓口課で申請してください。

※令和7年度の申請は、4月1日（火）から受け付け可能です。

※日本年金機構から、はがき形式の学生納付特例の申請書が送付されている方は、必要事項を記入し、郵送するだけで申請が可能です。

※マイナポータルでの電子申請も可能です。詳しくは市ホームページまたは日本年金機構のホームページをご覧ください。

※令和7年度の国民年金保険料は、月額1万7,510円です。

※20歳以上の学生であった期間は、2年1ヶ月までさかのぼって申請できます。

■基準額って？

学生本人の令和6年中の所得が、128万円+（扶養親族などの数×38万円）+社会保険料控除などの合算以下であれば、申請は可能です。

■どんな学生が対象なの？

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、

各種学校などに在学する方（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）※修業年限が1年未満や海外の学校など、一部該当しない学校があります。

■年金額に反映されないの？

学生納付特例を受けた期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

■後で納付できるの？

学生納付特例を受けた期間は、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納付すること（追納）ができます。

※承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

■申請後はどうするの？

申請すると、承認または却下の結果通知が日本年金機構から郵送されます。申請中に納付書や催告書などが送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。問 土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170、伊奈庁舎国保年金課（内線4402）



相談

ひきこもり 出張相談会

厚生労働省のデータによると、全国でひきこもりの問題を抱える方のうち、2%の方しか相談する方はいません。ひきこもりの相談は、非常にハードルが高い問題です。あなたもその2%に入りませんか？茨城県ひきこもり相談支援センターの専門相談員が相談に応じます。相談者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。



▶日時：4月18日（金）午後1時、2時、3時（相談時間：50分／件）

▶場所：保健福祉センター（古川1015-1）

▶費用：無料

▶対象：県内在住のひきこもり問題でお困りのご本人やご家族

▶申込方法：下記問い合わせ先まで電話かメールでお問い合わせください。

▶申込期限：4月17日（木）

問 茨城県ひきこもり相談支援センター

☎ 0296-48-6631

（受付時間：火～土曜日 午前9時～午後6時）

✉ info@ibahiki.org